

子ども達や保護者を振り回している統廃合計画を白紙撤回し  
国の適正規模に基づいて、子ども達も安全に安心して近くの学校に通学し、  
子ども達に目の行き届いた各学校の建替え・設置を求める請願

### 【請願の要旨】

子どもたちは、安全に近くの学校に通うのが一番です。

南成瀬小学校と南第2小学校の統廃合計画が進められていますが、現在1学年2学級での目の行き届いた指導・支援や通学の安全性などで比較すると、子どもたちにとっては、統廃合計画はほとんどメリットがありません。

統廃合しないで現在の学校が存続すると、(2028年度の場合)、1クラス25人で子ども達の声もよく聴けて、目の行き届いた教育ができます。

統廃合の場合、1クラス33人で、子どもが相談しようかなと思っても、「先生なんか忙しそう」、「ちょっとそんな雰囲気ではない」とか、声をかけそびれて、遠慮してしまいます。

まして、いじめ等の場合は、子どもが自分から「いじめられている」と話すことはほとんどありません。先生が、普段から子どもの様子が良く見えていて、「あれ、今日はいつもと違うな」と気づくような体制でないと、難しいです。

学校教育法41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない」とありますが、この「ただし書き」を文部科学省に尋ねると(2023年10月)、「地域によっては1学年1クラスしかできない地域もあるので、そういう想定で限定して考えている」と、文部科学省の示す適正規模は、それなりに重みを持っていると答えていました。

ところが、町田市教育委員会は、文部科学省にその「ただし書き」について直接確認することもなく、アンケート結果と学校教育法第41条の「ただし書き」を都合よく解釈して、小学校の適正規模を1学年3~4学級(1校18学級~24学級)とし、統廃合を進めるために、適正規模から1学年2学級(1校12~17学級)をはずしています。

国立教育政策研究所の353自治体の「小中学校の適正規模」の調査に最近把握している小平市・清瀬市も含めた355自治体では、小学校の適正規模を1学年3学級~4学級としているのは、町田市・小平市・清瀬市・相模原市・狭山市(埼玉県)・札幌市・曾於市(鹿児島県)の7自治体で、極めて稀で全体の1.97%です。

国の適正規模=1学年2学級を適正規模から外している自治体は、適正規模を1学年3学級とする日野市・和光市(埼玉県)・石狩市を加えて、355自治体のうち10自治体で、全体の2.82%にすぎません。

統廃合に際して、国から補助金も大変少ないので、統廃合を急ぐメリットはありません。本町田地区・南成瀬地区統合新設小学校整備等PFI事業の施設整備費は213億9811万円ですが、それに対して国からの補助金は19億8000万円で、1/10にも満たないのです。

国からの補助金の動きを正確に把握しながら進めるのが本来ですが、財政的にも大変ズサンな計画で、これでは町田市の予算が破綻してしまいます。

財政的な負担軽減のため統廃合を進めるとしているのに、(南成瀬小学校と)統合校の南第2小学校は、現在の校舎をまだ15年使えるのに、統廃合のために解体するのは、不適切な「予算の無駄使い」です。この状態が続けば、町田市の財政は破綻します。

このような状況を踏まえると、統廃合計画は白紙撤回し、子どもたちや保護者・地域の声をしっかりと生かして、各学校ごとに建替え・設置を練るのが大切です。

## 【小学校の適正規模について】

### ①【学校教育法施行規第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の  
実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ 国＝文部科学省に 地域によっては1学年1クラスしかできない地域も  
条文の趣旨を確認 あるので、そういう想定で限定して考えている。

### ②適正規模の調査研究資料等を踏まえて

国立教育政策研究所(研究代表者:葉養正明)

●全国市区町村教育委員会における小中学校の適正規模や適正配置等に  
関する政策動向一学校統廃合答申類の分析 平成24(2012)年2月

※353自治体の分析に「町田市教育委員会の教育委員会会議での指摘(小学  
校の適正規模3～4学級:小平市・清瀬市・相模原市)」等も含めて整理。

### 【全国市区町村教育委員会の小学校の適正規模】

適正規模の学級数(1学年)	その自治体
3～4学級	町田市・小平市・清瀬市・相模原市(神奈川県) 狭山市(埼玉県)・札幌市・曾於市(鹿児島県) 7自治体
(国の標準＝適正規模) 「2学級」を適正規模 から外している自治体	上記の7自治体(のほかに) 適正規模＝3学級 日野市・和光市(埼玉県) 石狩市(北海道) 10自治体
【東京都では】	
1学級以上	新宿区
2～3学級	墨田区・江東区・大田区・中野区・杉並区・板橋区・ 北区・練馬区・葛飾区・台東区・豊島区・世田谷区・ 港区・八王子市・西東京市・東久留米市・福生市
2～4学級	足立区・府中市・青梅市・武蔵村山市
2学級以上	文京区・渋谷区・多摩市
【地方では】	
1学級以上	標津町(北海道)・八幡平市(岩手)・佐渡市(新潟) 糸魚川市(新潟)・柏崎市(新潟)・富津市(千葉) 南房総市(千葉)・福知山市(京都)・雲南市(鳥取) 佐伯市(大分)・天草市(熊本)・西海市(長崎)
1～3学級	いわき市(福島)・田原市(愛知)・長門市(山口)

## 1. 「通学の安全の確保」について

現在、南成瀬小学校と南第2小学校は、恩田川を間にして、通学としてはまともになっていますから、安全性は保たれています。

統合すれば、それだけ学校も遠くなり通学時間もかかり、毎日の通学で疲れてしまいます。交差点も増えれば、「見守り隊」でその分までカバーするのも難しくなり、確実に子どもたちの通学は危なくなります。

前に、恩田川にかかる「二反田橋」を渡るのは危ないことを述べて、教育委員会の方から「通学路」から外してあると説明がありました。

通学路について、自分の子どもに「どうだった？」と尋ねてみると、「子どもの事情もあって、早く学校に行かないといけない日は、(通学路ではなく)近道を行ってたよ」と話していました。

「二反田橋」は、毎日成瀬高校の生徒が渡っていますから、小学校の子ども達も、急いでいる時など、「高校生も毎日渡っているし」「大丈夫なんじゃないの」と渡ると思います。通学区域全体が、より安全であることが基本です。

統廃合計画では、未だに「通学の安全性」は、クリアされていません。

## 2. 小学校の「適正規模」について(東京都)

東京都においては、1学年3学級～4学級を適正規模としているのは、町田市・小平市・清瀬の3市だけで、異例となっています。

国と同じ適正規模1学年2～3学級としているのは、23区を中心に、墨田区・江東区・大田区・中野区・杉並区・板橋区・北区・練馬区・葛飾区・台東区・豊島区・世田谷区・港区・八王子市・西東京市・東久留米市・福生市などです。

適正規模を1学年2～4学級としているのは、足立区・府中市・青梅市・武蔵村山市などです。

適正規模を1学年2学級以上としているのは、文京区・渋谷区・多摩市です。

新宿区は、適正規模を1学年1学級以上としています。

地方では、児童生徒数が少ないこともあり、適正規模を1学年1学級以上としているところ、1学年1～3学級としているところがあります。

## 3. 小学校の「設置基準」(文部科学省令)について

9月市議会に、「本町田地区・南成瀬地区小学校統廃合計画の『要求水準書』において 心身の発達を大切にして 校舎面積と同様に『運動場の面積』も『小学校設置基準』(文部科学省令)を充たす努力を求める請願」を提出しました。

内容的には、全会一致でも良く、賛成16・反対18で不採択でしたが、学校を設置する際は、文部科学省の「設置基準」を大切に作る視点が広がりました。

文部科学省は、設置基準の「運動場」について、文部科学省の手引き＝「公立学校施設台帳作成提要」の中で、「設置者の所有にかかわる土地のうち、当該学校の屋外における体育・スポーツの利用に供している部分及びその周辺部分(屋外プールはここに含まれる)」と規定しています。

町田市の市立小学校は現在42校ありますが、郊外ということもあり、運動場は広く、37校が設置基準を充たしています。

9月11日市議会文教社会常任委員会の請願の審議の中で、学校教育部長は運動場が狭い小山ヶ丘小学校を取り上げて、「運動場は5406㎡だが、それから飼育小屋や倉庫等を除いたグラウンドは4900㎡・・・」と説明しました。

念のため、文部科学省に確認したら、文部科学省は、「『飼育小屋』で運動するわけないでしょ、元々『飼育小屋』は運動場の面積にカウントしませんよ」と笑ってました。体育用具の入っている倉庫もカウントしませんと言っていたので、学校教育部長の説明は間違っていました。

本会議では、賛成討論のほか、1人の議員から反対討論がありましたが、「ただ反対」ということで、内実がありませんでした。学習を深めて、ふさわしい

議員になってほしいです。

学校教育部長は、小学校の設置基準で大切な「運動場の面積」の視点を落としてしまったり、運動場の面積の算定で、文部科学省の手引きの基本的な事柄を理解していない状態でした。

教育委員会の説明を聴いていると、「計算」が合わないので、確認してみると南第2小学校の運動場の面積(8720㎡)に、運動場に後からできた学童保育の敷地面積(501㎡)が入っていました。これは、後から運動場に学童保育クラブができた時に、その後の「運動場の面積」は、学童保育の面積を除いた面積になるのですが、それをせずにそのままにしてしまったのです。

同様のことがあると思い、確認すると、運動場に後から学童保育ができた山崎小学校と高ヶ坂小学校でも、現在の運動場の面積には、学童保育の敷地面積が入っていて、間違っています。来年度の施設台帳で訂正が必要です。

これは、現在の施設課のせいではなく、後から運動場に学童保育ができた時当時の施設課が、学童保育の面積を除いて「運動場の面積」とすべきでした。

各都道府県の教育委員会から説明を受けたり調査も行ってはいますが、町田市教育委員会事務局は、全国的に見てかなり水準が低いように思われます。

このように基本的な事柄の理解が不十分なまま、統廃合だけは進めているので、一番大切にしないといけない子ども達や保護者を振り回しています。このままでは、全国に先駆けて、子ども達を大事にせず「教育の破壊」に繋がります。

#### 小学校設置基準に基づく「運動場の面積」等について

	小学校 総数	設置基準を 満たしている	設置基準を 満たしていない	1学年1学級の 学校数	全校17学級 以下の学校数
町田(現在)	42	37	5	1 ゆくのき学園=大戸小	26(62%)
八王子	69	63	6	9 全校7学級2校 全校児童35人=2校 全校児童28人=1校	58(84%)
立川	19	18	1	1 全校7学級1校	14(74%)
多摩	17	17	0	1 全校7学級2校	13(76%)
日野	17	16	1		8(47%)
青梅	16	16	0	2 全校5学級2校	14(88%)
昭島	13	13	0		11(85%)
あきる野	10	10	0	1 全校7学級2校	9(90%)
武蔵村山	9	9	0	全校7学級2校	7(78%)
国立	8	8	0		7(88%)
福生	7	7	0		7(100%)

現在、八王子や多摩市・立川市等に資料を頂きに行き、教育委員会の職員に様子を聴いたり、小学校(中学校も)の「運動場の面積」が「設置基準を満たしてい

るか」等、情報公開では電話で教育施設課の職員と話したりして、調査を進めています。現時点で、まとめてみました。

多摩市は小学校の適正規模1学年2学級以上で、市立小学校17校、中学校9校ですが、運動場は町田市より広く、小中26校の全校で設置基準を充たしています。

八王子市は小学校の適正規模1学年2～3学級ですが、市立小学校69校のうち63校で運動場の設置基準を充たしており、中学校37校のうち36校で運動場の設置基準を充たしています。かなり広い所もあります。

多摩地域の小学校では、多摩市・青梅市・昭島市・あきる野市・武蔵村山市・国立市・福生市立の全ての小学校の「運動場の面積」は、設置基準を充たしており、広いです。

立川市や日野市においても、それぞれ1校が「設置基準」充たしていないだけで、そのほかの学校は充たしており、かなり広いです。

八王子をはじめ多摩地域では、地域が広いこともあり、1学年が全て3学級とはならない「全校17学級以下の学級」の学校が多く、表でみると、その割合も、(日野市を除くと)、74%～100%と多いです。

それだけ、地域の中で子ども達に目の行き届いた教育をしています。町田市においても、現在「全校17学級以下の学級」の学校は26校/42(62%)ですから、地域の中で子ども達に目も行き届き、落ち着いて教育が進められています。

八王子では、小学校69校のうち、1学年1クラスの学校が9校あり、全児童35人の学校が2校、全児童28人の学校が1校あり、同様に青梅市でも1学年1クラスの学校が2校、全校5学級の学校が2校あり、「地域の学校」として大切にしているように思われます。

多摩地域では、ほかに立川市・多摩市・あきる野市・武蔵村山市等でも、その「地域の学校」として大切にしているように思われます。

多摩地域の近隣の自治体では、町田市と同じような状況をかかえながら、統廃合せずにゆったりと教育を進めているのに、町田市の統廃合を急いで進める動きは、多摩地域の中では異様な気がします。

町田市も、多摩地域の「地域の学校」の良さを、これまでと同様に大切にしてほしいです。

#### 【請願項目】

- ・子ども達や保護者を振り回している統廃合計画を白紙撤回し  
国の適正規模に基づいて、子ども達も安全に安心して近くの学校に通学し、  
子ども達に目の行き届いた各学校の建替え・設置を求めます。